

特別区民税の

税 率

税額控除

などが変わりました

広 報
特 集 号

昭和37年5月20日

千代田区役所発行

TEL (331) {0151
8531}

どうして改正されたか

昭和37年度分からの区民税所得割の課税方法が、大きく変わったことは、すでに広報でお知らせしたとおりですが、その税率、税額控除などが、法律の改正に伴って変更されました。

今回の改正で区民のみなさまに大きく影響する点は、所得割の税率改正ですが、これは4月から所得税がさらに引き下げられることになり、この所得税と区民税との総合負担で軽くなるよう、また区の財政の自主性健全性を一層強化するため、税源配分の構想にもとづいて行なわれたものです。

なお、昭和38年度分以降については、課税所得金額が70万円以下のひとは、所得割額が低くなるように改正されました。

それでは、改正の内容と区民税の計算方法について、ご説明いたしましょう。

目 次

どうして改正されたか.....	1 ページ
改正の内容	2 //
1. 所得割税率の改正	2 //
2. 税額控除の改正	3 //
3. 非課税の所得金額が	3 //
ひき上げられました。	
4. 昭和37年度分の所得割の特例	3 //
特別区民税はこうして計算されます	3 //
1. 給与所得者のばあい	3 //
2. 事業所得者のばあい	4 //

2. 税額控除の改正

つぎのことがらにあてはまるひとは、それぞれの金額が所得割額から差し引かれます。

- (1) 障害者（扶養親族を含む）、老年者（65才以上のひと）

寡婦（扶養親族のあるひとで、65才未満のひと）

勤労学生（学校教育法に定める学校の学生で自己の勤労によらない所得が9万円以下で所得の合計額が20万円以下のひと）

について、改正前は1,400円であったものが2,000円に引き上げられました。

- (2) 配当控除（新設）

原則として配当所得の5.6%（38年度以降は4.2%）となっています。

なお、配当所得のうち証券投資信託の収益の分配としての分については2.8%（38年度以降は2.1%）となっています。

- (3) 調整控除（新設）

- (ア) 扶養親族である配偶者 240円
(イ) 配偶者以外で15才以上の扶養親族 1人につき 240円

- (ウ) 事業専従者について

青色申告のばあい1人につき 480円

白色申告のばあい1人につき 240円

- (エ) 配偶者の前年の所得金額が5万円をこえていて扶養親族の全員が15才未満であるとき
その扶養親族のうち1人のみ 240円

3. 非課税者の所得金額が引き上げられました。

いままでは、障害者、未成年者、老年者、寡婦にあたるひとの所得が、15万円以下であったときには区民税がかかりませんでした。こんどの改正ではその額が18万円に引き上げられました。

4. 昭和37年度分の所得割の特例

これは所得税との総合負担で軽くするということからつぎのいずれにもあてはまるひとは37年度分の所得割額から改正による増額分を減額することになります。

- (ア) 昭和36年分の所得税の課税所得金額があること。
(イ) 昭和37年分の所得税の課税所得金額がないこと。
これについては、来年実施されることになっているので、いずれ広報などでお知らせする予定です。

特別区民税はこうして計算されます

特別区民税は、所得割と均等割（700円）との合計額であることをご承知のことと思います。このうち所得割は課税所得金額（課税標準といいますが）に税率をかけて算出します。この課税所得金額は、所得金額から所得控除額をひいてもとめます。

所得控除には、扶養親族の人数によって計算される扶養控除や、本人が支払った社会保険料や、生命保険料の額によってきまる控除などがあります。そのため課税所得金額は収入金額が同じであるひとでも、そのひとの家族構成のちがいや、保険料の支払い額のちがいでそれぞれことになってきます。

また、収入の種類によっては、特別な計算方法で行なわれるばあい（たとえば、資産所得の合算、変動所得や臨時所得など）非常に複雑ですが、一般的なばあいの例をあげて計算してみましょう。

1. 給与所得者のばあい

○家族構成 妻（無収入）子ども3人（15才以上1人15才未満2人）

○収入金額 50万円（36年中の給料、賞与、諸手当の税込み額）

○社会保険料 12,000円

○生命保険料 17,000円

給与所得金額

$$500,000円 - 99,000円 = 401,000円$$

$$(\text{収入金額}) - (\text{給与所得控除額}) = (\text{給与所得金額})$$

給与所得控除額のもとのめかた

(1) 収入金額が41万円以下のばあい

$$(\text{収入金額} - 1万円) \times \frac{1}{10} + 1万円$$

(2) 収入金額が41万円をこえて71万円以下のばあい

$$(\text{収入金額} - 41万円) \times \frac{1}{10} + 9万円$$

(3) 収入金額が71万円をこえるばあい

$$\text{収入金額に関係なく} 12万円$$

改正の内容

1. 所得割の税率の改正

昭和37年度分				昭和38年度分		
課税所得金額の区分	税率		改正後の速算控除額	課税所得金額の区分	税率	速算控除額
	改正前	改正後				
10万円以下の金額	2.8%	4%	0円	15万円以下の金額	4%	0円
10万円をこえる金額	4.2	5	1,000	15万円をこえる金額	5	1,500
20万円 //	5.6	6	3,000	40万円 //	6	5,500
50万円 //	7.0	7	8,000	70万円 //	7	12,500
100万円 //	8.4	8	18,000	100万円 //	8	22,500
150万円 //	9.8	11	63,000	150万円 //	11	67,500
250万円 //	11.2	12	88,000	250万円 //	12	92,500
400万円 //	12.6	13	128,000	400万円 //	13	132,500
600万円 //	14.0	14	188,000	600万円 //	14	192,500
1,000万円 //	15.4	15	288,000	1,000万円 //	15	292,500
2,000万円 //	16.8	16	488,000	2,000万円 //	16	492,500
3,000万円 //	18.2	17	788,000	3,000万円 //	17	792,500
5,000万円 //	19.6	18	1,288,000	5,000万円 //	18	1,292,500

この所得割の税率は、所得税の税率と同様に超過累進税率といえます。この税率によって区民税の所得割額を計算するばあいは、普通つぎの方法によって行ないます。

課税所得金額が120万円であったばあい

昭和37年度分

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

$$(1) 100,000円 \times 4\% = 4,000円$$

$$(2) 100,000 \times 5 = 5,000$$

$$(3) 300,000 \times 6 = 18,000$$

$$(4) 500,000 \times 7 = 35,000$$

$$(5) 200,000 \times 8 = 16,000$$

$$1,200,000 \quad 78,000$$

このように、5段階にわけてそれぞれ税率をかけてもとめます。したがって、5千万円をこえる課税所得金額があったばあいは、13回の計算をすることになります。ところが、つぎのように税率表にある速算控除額をつかうと簡単に所得割額が計算出来ます。まへの例と同じ課税所得金額が120万円のばあい

$$\text{昭和37年度分} (1,200,000円 \times 8\%) - 18,000円 = 78,000円$$

なお、課税所得金額が100万円以下のばあい、千代田区では別に定める簡易税額表（省略します）を使用するので若干所得割がことなることがあります。

所得控除額

$$12,000円 + 16,000円 + 160,000円$$

$$(社会保険料控除) + (生命保険料控除) + (扶養控除)$$

$$+ 90,000円 = 278,000円$$

$$(基礎控除) = (所得控除額)$$

所得控除額のもつめかた

(1) 社会保険料控除

一年間に支払った全額

(2) 生命保険料控除

一年間に支払った額から配当金額をひいた残りの額について、つぎの方法で計算します。

(ア) 残りの額が15,000円以下のばあい

……支払った全額

(イ) 残りの額が15,000円をこえるばあい

……15,000円と

そのこえる金額(その金額が15,000円をこえるときは15,000円)の $\frac{1}{2}$ との合計額

したがって、最高額は22,500円

(15,000円 + 15,000円 $\times\frac{1}{2}$)となります。

(3) 扶養控除

扶養親族とは、所得金額が5万円以下のひとをいいます。ですから、5万円をこえる所得がある配偶者は扶養親族としての控除はうけられません。

(ア) 扶養親族のはじめの1人は

{ 配偶者の所得が5万円以下のばあい 7万円

{ 配偶者の所得が5万円をこえるばあい 5万円

(イ) 1人をこえるばあい

1人増すごとに、はじめの1人の額に3万円を加えます。

課税所得金額

$$401,000円 - 278,000円 = 123,000円$$

(給与所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

以上が課税所得金額の計算方法です。この123,000円

に2頁の税率が適用されて、所得割額が算出されます。

所得割額

$$123,000円 \times 5\% - 1,000円 = 5,150円$$

(課税所得金額) $\times$ (税率) - (速算控除額) = (所得割額)

この所得割額から調整控除が適用されます。

$$5,150円 - 240円(妻) - 240円(15才以上の子ども)$$

(所得割額) - (調整控除)

$$= 4,670円$$

= (差引所得割額)

これに均等割額の700円を加えた5,370円が昭和37年度分の特別区民税額となります。

なお、所得割額からひかれる税額控除額が所得割額をこえるようなばあいは、所得割額の範囲内だけに限ります。

2. 事業所得者(青色申告者)のばあい

○家族構成 妻(無収入)

子ども3人(事業専従者1人、15才未満2人)

○収入金額 150万円

○必要経費 100万円(青色専従者給与額8万円を除く)

○社会保険料 12,000円 ○生命保険料 17,000円

事業所得金額

$$1,500,000円 - 1,000,000円$$

(収入金額) - (必要経費)

$$= 500,000円$$

- (青色専従者給与額) = (事業所得金額)

青色専従者給与額は、所得税で認められた額が8万円以下のときはその額を、8万円をこえるときは8万円として計算します。

所得控除額

$$12,000円 + 16,000円 + 130,000円$$

(社会保険料) + (生命保険料) + (扶養控除)

$$+ 90,000円 = 248,000円$$

+ (基礎控除) = (所得控除額)

課税所得金額

$$420,000円 - 248,000円 = 172,000円$$

(事業所得金額) - (所得控除額) = (課税所得金額)

所得割額

$$172,000円 \times 5\% - 1,000円 = 7,600円$$

(課税所得金額) $\times$ (税率) - (速算控除額) = (所得割額)

$$7,600円 - 240円(妻) - 480円(事業専従者)$$

(所得割額) - (調整控除)

$$= 6,880円$$

= 差引所得割額

特別区民税額

$$6,880円 + 700円 = 7,580円$$

(差引所得割額) + (均等割額) = (区民税額)

今年度分の特別区民税は、特別徴収で納めるひとつについては、給与支払者(特別徴収義務者)を通じてすでにお知らせしましたが、普通徴収で納めるひとつについては、6月中旬までに徴税令書をお送りします。納期限は、6月8月、10月、来年の1月のそれぞれの末日までの4回となっています。

なお、不明の点については、ご遠慮なく区役所税務課におたずねください。